

第2回（仮称）村上市スケートパーク運営管理検討委員会 会議経過

1. **開催日時**：平成30年7月5日(水)午前10時00分から午前11時30分まで

2. **開催場所**：村上市生涯学習推進センター 2階 大会議室

3. **出席者**：(敬称略)

【出席委員】遠藤友春委員長、佐藤真副委員長、佐藤一男委員、長谷川均委員、山田一三委員、小林秀夫委員、渡邊優子委員、遠山恵美委員、菅原寿委員、竹内和広委員、木村正夫委員

【欠席委員】西原康之委員、東海林豊委員

【事務局】板垣、加藤、太田、永田（村上市生涯学習課）

4. **傍聴者**：なし

5. **議事次第**

1 開会

2 議事

①スケートボード競技映像の視聴

②施設の運営管理について

③実施事業について

④スケートボード競技大会の視察について

3 その他

4 閉会

6. **会議資料**

【配付資料】議事次第、委員等名簿、(仮称)村上市スケートパーク付近見取図・配置図・1階平面図・2階平面図

【議事資料】

資料No.1 施設の運営管理について

資料No.2 実施事業について(案)

資料No.3 スケートボード競技大会の視察について

7. **会議経過(議事次第2から)**

○事務局：予定された委員の皆さん、お揃いです。都合により欠席の委員を申し上げます。欠席の連絡があったのは、西原康行委員、東海林豊委員の2名です。また、事務局の中山が欠席となります。なお、本日の会議資料につきましては、事前配布させていただいております。皆様、お持ちいただいておりますでしょうか。不足がございましたら、申し出て頂きたいですが、よろしいでしょうか。それでは、ただいまから「第2回(仮称)村上市スケートパーク運営管理検討委員会」を開催いたします。委員長より開会の挨拶をお願いいたします。

○委員長：皆様、おはようございます。早朝より、第2回(仮称)村上市スケートパーク運営管理検討委員会に出席いただきまして、ありがとうございます。第2回目ということですが、村上市スケートボード施設条例も、この6月議会で議決されました。議決されました条例を基に、施設の運営管理につ

いて条例の抜粋ですけれども、資料No. 1 によりご説明させていただきます。その後、実施事業について資料No. 2 により、具体的にこのようなことが考えられるのではないかと、というものを提案させていただきます。特に、実施事業については、皆様方からたくさんご意見を頂きながら、一緒に考えていただけないものかと思っているところです。限られた時間ではありますが、たくさんご意見を賜りたいと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。

○事務局：それでは、2. 議事に入りますが、ここからは委員長の進行でお願いしたいと思います。なお、予定しておりました「①スケートボード競技映像の視聴」につきましては、都合により、次回の検討委員会の際に、皆様に見ていただくようにさせていただきたいと思っておりますので、「②施設の運営管理について」から議事の進行をお願いします。

○長谷川委員：お詫びさせていただきます。動画を準備する予定でしたが、申し訳ございません。次回、ご用意させていただきます。もし、都合がよろしければ、7月15日曜日に南魚沼市で大会が開かれる予定ですので、ご興味のある方は、ご案内を差し上げますので、そちらのほうで、実際の競技をご覧いただければと思います。ご案内につきましては、事務局をお願いいたしまして、皆様にお流しするような手配を執らせていただきます。申し訳ありませんでした。次回、必ず、ご用意させていただきます。

○委員長：それでは、議事に移らせていただきます。「②施設の運営管理について」、事務局から説明願います。

○事務局：お手元に「資料No. 1 施設の運営管理について」をご用意願います。こちらの内容については、委員長からもお話しがありましてとおり、先般の6月の市議会におきまして、議決いただきました条例からの抜粋となります。初めに施設の設置目的ですが、この施設は競技スポーツを推進するとともに、子どもたちの夢と希望を応援し、世界で活躍するアスリートを目指すジュニア選手の発掘及び育成、アスリートを支援することによりスポーツの普及推進を図り、もって市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的としています。施設名称は、村上市スケートパークとし、位置は村上市瀬波温泉三丁目2番22号となります。施設の管理は、教育委員会が行うものとし、利用時間は、午前9時から午後9時まで、休館日は年末の12月29日から翌年の1月3日までとしています。利用の許可については、個人利用については当日利用申請、占用利用については事前申請により行うこととしています。使用料は、別紙のとおりとなります。使用料の減免は、市又は教育委員会が共催して行う事業に利用するとき、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学等の教育活動の一環として利用するとき、市又は教育委員会の誘致により実施される大会、競技会、合宿その他のスケートボードの普及推進のために必要な事業をするときとしています。最後に、指定管理者による管理運営の条文を入れております。

○事務局：今ほどの説明に補足をさせていただきます。資料No.1の下段の指定管理者の項について、「市が指定するものにスケートパークの管理を行わせることができる。」と指定管理を想定した条文としています。この件について、補足させていただきます。現在、私共で想定しております、指定管理の形態については、「委託料型」を想定しています。施設の使用料は、市の収入として入れていただき、維持管理等の経費については、指定管理料で賄っていただく方を想定しております。現在、体育施設等の指定管理を受けているスポーツクラブさんは、使用料併用型でやっておりますが、スケートパークは、新設の施設でもありますので、委託料型による指定管理を導入したいと考えております。また、指定管理者の募集方法については、公募によらない限定指定で、指定をしていきたいという考えです。限定指定については、以前から申し上げておりますとおり、スケートボードに特化した施設ですので、この競技に知見を有する団体が一つ、管理運営に携わることを想定していますし、かつ、村上市の体育施設という観点から、これまでの体育施設の指定管理の実績のある事業体、具体的に言いますと、総合型スポーツクラブの関与が必要であると考えておりました、限定指定ということで準備を進めているところでございます。そして、指定管理の事業体については、スケートボードに特化した施設ですので、日本スケートボーディング連盟様、それから体育施設の指定管理の実績のある事業体として、総合型スポーツクラブのウェルネスむらかみ様、NPO法人の希楽々様、以上の3事業体の共同体での指定管理ということ想定しています。各団体の代表者の皆様方と協議をさせていただきまして、基本的に共同体での実施ということの基本的な部分での合意を頂き、現在、詳細な部分について、3事業体の皆様と詳しいところを詰めていっているという状態ですので、補足させていただきます。以上です。

○委員長：それでは、資料No.1の説明がありました。そのなかで、板垣課長から指定管理についての考え方、協議の状況が説明されました。最初に資料No.1に関して、何か、ご質問等はございませんか。

○渡邊委員：2つほど質問させてください。使用料の減免について、資料No.1の使用料の減免の項には、①、②、③となっているのですが、例えば、総合型スポーツクラブだったり、体育協会だったり、スポーツ少年団だったりということで、それら団体等に対しての使用料の減免というのは、どんなふうを考えているのかというのが一つ。それから、別紙に使用料の額が書いてあるんですが、市内、市外とかの設定はないのか、どうなのか。その辺りをお聞きしたいと思います。

○委員長：それでは、2点についてお願いします。

○事務局：総合型さんが利用する場合の使用料の減免の考え方なんですけれども、こちらの想定としては、通常の使用料が必要と考えております。ただ、市又は教育委員会の共催事業であれば減免対象になるといった考え方をもっています。市内と市外の区分ですが、まず、公の施設については、住民であ

る市民が利用するといった想定であります。この施設を有効活用するために、施設本来の用途ですとか、設置目的を妨げない範囲で使っていただきたいという思いもありますので、多くの方に利用してもらいたいと考えまして、今回、この条例については、市内と市外の区分は設定しないという形になりました。

○渡邊委員：総合型がスケートボード施設を使いたいと思う場合は、共催を取らない限りは、通常の減免を受けない額で、利用するということになるということですか。

○委員長：それでは、今の件に関しての回答は。

○事務局：占用という部分になると、多額な使用料になるかと思えますけれども、そういった場合については、共催でお願いしたいと考えております。ただ、個人から若干の個人負担の参加料を頂く場合で、一部利用といたしますか、全体アリーナの中のアリーナの半面を利用する場合、占用とは若干違う場合については、申し訳ないですが、減免するとは、ちょっと考えていないです。

○渡邊委員：施設の普及を図っていこうというところでは減免を受けられないと、なかなか利用が難しいのなかとと思っているんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

○事務局：この料金設定、減免を検討するに当たって、同様のご意見も多々ありまして、内部で検討を重ねてまいりました。ただ、この施設に限らずスポーツ施設全般なんですけれども、維持管理をしていくという中で、当初から減免ありき、という考え方ではなくて、やはり、適正な使用料を頂く。そのなかで、減免に関する部分の調整をしていくということにさせていただきました。ということで、あくまでも、市の共催である部分ですとか、そういった場合については、減免にしていくと。体育協会さん、スポーツ少年団さん、スポーツクラブさんも、すべからく、じゃあ、村上市の団体さん、広域団体さんは、減免しましょう、となりますと、ほぼ収入が見込めないことも考えられます。そういう部分を考慮し、収入の確保の観点の部分で、一線を引かせていただいたということでもありますので、具体的な事業の運営を考えていくなかで、また、調整をさせていただければと考えております。

○委員長：他にございませんか。

○長谷川委員：使用料の減免の項中②「教育活動の一環として利用するとき。」の場合ですが、これは市内、市外は関係なくということですか。

○事務局：現時点の想定では、市内、市外問わずということで想定しております。

○長谷川委員：あと、指定管理者の主催なり、共催なりという場合は、減免対象ではないということですか。

○事務局：減免対象ではない、という考え方です。

○委員長：先ほど、渡邊委員が言われた市内、市外問わず同一の使用料かについては、資料No.2 ③実施事業についてのところで、市民への配慮については説明が

あるかと思います。そのほか、ございませんか。

○菅原委員：6月議会で制定されたという報告でありましたが、村上市体育施設条例との整合性についてどのように考えているのか、2点ほどお聞かせください。1つは、利用時間ですが村上市体育施設条例では、午前8時30分から午後10時までとなっているのですが、村上市スケートパーク設置条例では、午前9時から午後9時までということです。このスケートパークの施設には、ランニングする所もあります。ある意味、村上市体育施設条例の中の一つであるかなと思っていたもんですから、その違いというのは、どういうものなのかなというのが1点。それと、別紙の使用料ですが、今までは、団体、個人、照明、冷暖房の使用というのが、村上市体育施設条例に規定されているのですが、村上市スケートパーク設置条例では、新たな部分ということで、個人単位での利用、それと占有利用という考え方が出てきていますが、あえて違った形で出したのはどういうことなのかな。逆に言えば、村上市体育施設条例の中にある体育施設が倣っていく考えもあるのか、お聞きしたいところであります。

○事務局：まず、利用時間の考え方ですが、現在、日本海スケートパークが旧市民会館を利用し開館しています。この開館時間が午後1時から午後9時までとなっております。この施設は、スケートボードに特化した施設でありますし、日本海スケートパークの開館時間をベースに利用時間の設定を考えました。そのなかで、スケートボード利用者の利用拡大を図りたいということで、午前の分を拡大したという設定でございます。次に村上市体育施設条例の中で、細かな使用料、電気設備等の設定がございしますが、この条例については、細部の規定をしておりません。使用料以外の電気料金等は、条例に関する施行規則の中で、設定するという考えです。条例については、村上市体育施設条例に準じた形というよりは、スケートボードに特化した施設という観点から、村上市体育施設条例を参考にしながら、条例を作成したという経緯でございます。

○委員長：菅原委員、よろしいですか。山田委員、いかがですか。

○山田委員：あの、この論議で決まってくる話かもしれませんが。今、ウェルネスむらかみ、NPO法人希楽々と日本スケートボーディング連盟さんの3団体が指定管理の対象になっているのですけれども、今現在、村上市の中に、体育協会、それからスポーツ少年団の傘下にある、いわゆる単位団が数十あるわけですよ。施設の運用、利用に当たっては、連盟は、この単位団と同じ位置づけで考えていいんですか。スケートボードをやる競技団体ということで、体育協会ないしスポーツ少年団の「単位団」と同じという位置づけで考えてもいいのですか。

○事務局：団体の考えとしては、それでいいと思います。

○山田委員：そうすると、運用上もそういうことでいいんですね。これからの役割分担の中で、総合型が何をやり、連盟が何をやるか、という話になるんですが、総合型としては、その全体を統括して管理をしていく、あるいは、利用許

可をどうこうするようなことに当たって、連盟を単位団として扱ってもいいということですか。

○事務局：今ほど、山田委員がおっしゃる部分ですが、村上地区の体育協会さんに日本スケートボーディング連盟さんは単位団として、登録されているかと思えます。例えば、スケートボーディング連盟さんが一単位団として、施設を利用して、事業をやるなり、例えば、練習をやるといった場合の扱いということですよ。そうであるならば、他の団体さんと同じという立場になりますし、参画した指定管理者として行う事業の部分においては、当然、あくまでも、指定管理者の主催事業というような扱いになります。その部分の切り分けは、必要かと思えます。単位団という扱いと指定管理者の事業体の一構成員として部分との区分けは必要かなと思えます。

○委員長：よろしいですか。他にございますでしょうか。

○副委員長：先ほど、利用時間、開館は、午前9時とありましたけれども、他の大会を見ますと、なかには、午前9時まで開館しないので入っては駄目、という、そうすると、準備が出来ないこともあるかと思えます。ここら辺は、長谷川委員、大丈夫ですか。

○長谷川委員：対応せざるを得ないと思えます。

○副委員長：なかには、入っては駄目だという所もあるんですよ。まあ、そのなかで使用開始時間は午前9時だけど、大会などは午前8時にしますと、といった柔軟な姿勢が必要かなと思えます。それがまず一つあります。

○長谷川委員：それは、指定管理者側からの提案として、大会とかは、前準備とかもあるし、対応しますよと（村上市に）提案させていただいて。

○副委員長：スケートボードの大会だけでなく、ボルダリングの大会等も含めて、開館時間が午前9時としては遅いので、それが一つ。

○長谷川委員：そうなんですよね。

○副委員長：それから、もう一つ。私、個人としての要望なんですけれども。委員としての。指定管理の中で、これからオリンピックを含めて、いろいろなことを含めて、対応が大事になってくるかと思うんですよ。例えば、総合型の方は、全体的な運営とか、例えば、連盟さんは、競技に関してだとか。そこで、対村上市、対他の行政というのが、なかなか難しいと思うんですよ。例えば、運営してくれだとか。ですから、出来れば、スケートパークに行政の方が3年くらい出向するとか、そういう考えも視野に入れて考えていただければと思います。まあ、理想としては、オリンピックが始まる2年、例えば、その次の、運営をどうしていくのか、3年間は、行政が関わって、指定管理をする人たちが、行政側にはまっていって感じで、3年後に指定管理をしていくのが理想だと思うんですけれども、なかなかそれが出来ない状態でしょうが、それこそ、委員長と別なことでお話をさせていただいた際に、「教育委員会の行政サービス。窓口が異なる、そういう離れた場所でやっているの、なかなか、合意形成を図るのに時間がかかることもある。」とおっしゃっていたこともありましたので。指定管理という考え

方が進んでいくなかで、市の職員2人。1人だと大変だと思うので、2人くらいの出向を、例えば3年くらい行うもの一つの案かなと思ひまして、提案させていただきます。出来れば、本当は、行政が他の施設もそうですよね。行政がやっているのを指定管理に対して、「こういうふうにやってください」と。例えば、総合型に渡していくのが、今までの施設の管理運営だったので。いきなり、しかも、特化した施設なので、総合型の人とか連盟の人に、「指定管理だから、あんた方、これをやりなさい。」というのは、なかなか、大変な部分が多いとは思ひます。本当は、最初の3年間は、行政が主導でやって、指定管理する人が一緒に中に入って行って、やって行って、受け渡していく。どうしても、最初から指定管理で進めていくのであれば、その中に、2人以上の職員の出向も考えていただければ、ありがたい。これは、意見ですので、事務局からの回答はいりません。すみませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。これは、受ける方の意見も聞いた上での話なんですけど、以上です。

○委員 長：今、副委員長が言われた、指定管理の在り方について、また、この後、もし、意見があるなかで議論を交わしたいと思ひます。事務局としては、最初の利用時間の柔軟性については、対応できますよね。

○事務局：対応可能です。

○委員 長：そのほか、ございませんか。指定管理については、現在、3団体にお願ひして、調整させていただいているところがございますが、指定管理について、副委員長のような、ご意見、考え方等はございませんか。

○副委員長：私の先程の発言は意見ということ。

○委員 長：この発言は、ご意見として出されたということ、ご理解ください。それでは、次の議題に移ります。資料No.2③実施事業について説明してください。

○事務局：それではお手元に資料No.2実施事業について（案）をご用意願ひます。初めに1ページですが、今後の取り組みとして、平成30年度から平成31年度に取り組む主なものを記載しています。今年度については、まず、施設のPRに重点を置いたものを想定しています。施設のPRにつきましても、市内外を問わず行うものとして、利用者の拡大、競技者、愛好者の裾野を広げるような取り組みにしていきたいと考えています。また、平成31年度の中に記載のある取り組みにつきましても、こけら落とし、教室等の計画など今年度から着手する取り組みもあります。通年事業としては、レベル別のスケートボード教室などの各種教室の開催、練習、合宿の受け入れ、時期は未定ですが、村上市長杯のスケートボード大会の開催や、スケートボード団体主催の大会の開催を考えているところです。2ページ以降につきましても、前回の会議の折に、計画（案）のなかで、事業・項目を掲載させていただきましたものにつきましても、具体的な取り組みということで、事業名、実施時期、取組概要、実施主体、取組内容、準備事項・課題等、関連する取組などを各項目（事業名）1ページごとに構成しまして、示さ

せていただきました。2ページでは、競技人口の拡大を図ることを目的とした市主催大会・教室の開催を記載しています。新潟県等の補助事業等に関する情報を収集しながら取り組んでいきたいと考えております。次に3ページですが、学校教育、学校体育との連携事業に関するものになります。今年度からの取り組みとして、学校向けの事業の検討に着手したいものです。学校向けの事業については、施設までの移動手段の確保、指導者の確保、道具等の準備が課題、準備事項になってくると思います。次に4ページですが、市民向け運動プログラムの開発事業として、各種教室、講習の開催や、大学との連携を取り組み内容としています。連携先の大学としましては、新潟医療福祉大学、新潟リハビリテーション大学との連携が図ればというところがございます。次に5ページですが、大会の誘致、開催、合宿の誘致になります。今年度からスケートボード団体等への働きかけなど取り組む必要があると思っています。課題としては、外国選手への対応などが掲げられるのではと考えています、次に6ページですが、こちらに記載はありませんが、施設ホームページと併せ、施設供用開始後につきましては、インターネットを活用した情報発信、具体的には、YouTube ですか、インスタグラムなど、若者をターゲットにした情報発信についても、取り組んでいきたいものがございます。7ページのジュニア選手の発掘事業につきましては、日本のトップアスリートなどとの交流や指導によりジュニア選手の発掘や育成を行いたいと考えています。これらの取り組みについては、県の補助制度がありまして、例年、調査がこの時期に行われますので、情報収集しながら、補助事業を活用して、長く続けられるような取り組みにしていきたいと考えております。次に8ページのトップアスリート育成事業ですが、こちらにつきましては、2020 東京オリンピックを目指す選手の育成、支援とありますが、平成 31 年度、施設供用開始後においては、すぐに育成という部分は、なかなか難しいところがありますので、どちらかという、支援に趣を置いた取り組みになる想定でございます。9ページの競技者・指導者の活動環境整備事業は、非常に大きな事業の想定となっております。準備事項・課題等については、空欄になっておりますが、資料作成の段階で、具体的なものが思い浮かばなかったものでありますので、お気づきの点があれば、後ほど、ご意見を頂きたいと思っております。次に10ページですが、これまで説明してきました具体的な事業、2ページから9ページまでの事業以外の部分、その他というカテゴリーで、このページを準備させていただきました。利用促進やPR、地域の活性化に繋がる取り組みといった観点から、委員の皆様からご意見を頂ければと思っております。また具体例として、この施設につきましては、スノーボードの施設とか各地にもございますので、そういった施設とのスポーツ交流というのも一つ考えられるのかなというところもありますし、交流事業の拡大に繋がるような取り組みとしてスポーツ体験プランを作っていく、また、地域一体となった海外チームのホームタウン事業等が考えられるのかなと

思いますので、その他の項目を準備させていただきました。

- 委員 長：今、説明のあったもの、最初1ページ目は全体的なことになります。その後、一つ、一つの具体的な取り組み、そして、最後に、その他という構成になります。行政側からは、観光課長、学校教育課長が出席しておりますが、各種スポーツ団体からの委員もお出でになっておりますので、色んな視点で、「もっとこういう見方もあるんだよ。」「こういう取組内容もあるのではないか。」というご意見を出ししていただきたいと思います。初めに、1ページの(1)今後の取り組み全体で、ご意見ございませんか。はい。どうぞ。
- 木村委員：一つ確認です。全体を通してなんですが、実施主体に、それぞれの団体、村上市とありますが、指定管理者との関係というのはどうなっているのか。実施主体に指定管理者が入ってきていない、指定管理者が記載されていないのですけれども。それは、指定管理者は、施設の管理だけで、事業までは踏み込んでこないのかな。
- 竹内委員：指定管理というのは、管理・運営だから事業も含まれる。
- 木村委員：資料の実施主体に、指定管理者が出てこない。
- 竹内委員：事業内容は、指定管理者の自由だと全く分からない。仕様書の作りようが無いんじゃないのかな。
- 委員 長：今の件についてどうぞ。
- 事務局：前回の会議資料で示したものに、指定管理者を受けていただく団体のほかに、体育協会、スポーツ少年団など事業への関わり方、役割分担として〇印を付けたものがあります。今回の資料では、実施主体ないしは、主体的に関わっていただけるものを事業ごとに整理させていただいたものです。
- 木村委員：ですので、指定管理者がこの事業にどういうふうに関わってくるか。
- 竹内委員：現時点では、そこまで、考えていないのかもしれないですね。
- 事務局：事業実施までの考え方はまだしていないので。これについては、割と大枠の考え方のなかで、「どういったものが必要なんだろうか。」ということで、提示させていただいたというものです。
- 竹内委員：実施主体は、今は考えないほうがいいんだ。
- 事務局：まず、もっとも実施に関与するであろう、関係団体ということ。
- 竹内委員：じゃあ、話しがおかしくなってくるね。
- 委員 長：はい。そこは、今後よく、もっと詰めていくということで、ご理解ください。1ページについてはどうですか。
- 副委員長：あの、5月1日。いいんですけれども。国全体の事業があると思うんですよね。元号が変わる日ですよ。そこら辺で、この事業が、施設供用開始日が、なんとというか、例えば、市長がどこかに行かれる日だと、ちょっと、困るので。まあ、限定しないで、この付近の日ということのほうがいいんじゃないですかね。5月1日と入れちゃうと。まあ、日程的には、いいんですけれども。新たな元号が始まる日ですよ。それがちょっと、心配でしたので。これをちょっと、考慮していただければ。

- 事務局：それは、ちょっと考慮した形で。逆にイベント性の高い日だから、ということ、考えていたものですから。
- 副委員長：そこは、プラスとマイナスを考えた上で。現時点では、各自治体は何をするのか、分からないものですから。
- 委員長：貴重なご意見ありがとうございます。ここは、事務局でも慎重に検討をしてください。他にいかがですか。では、個別な取組に移らせてもらいます。2ページ、3ページについていかがですか。
- 副委員長：3ページについて、よろしいですか。取り組み内容の中で、学校向けの事業の検討ということで、学校があるんですけども。やっぱ、何年か後には、教育長杯の大会を開かないと。あの、こう、目標をもったほうがいいんじゃないんですか。あの、すぐには無理だと思うんですけども。何年か後に、大会の範囲が村上市だけでもいいんで。教育長、まあ、学校を所管する教育委員会のトップが教育長ですので、何か、冠をつけた大会を実施したらどうかと思います。市長杯がありますので。
- 委員長：ほかにございますか。
- 木村委員：学校教育の立場として、道具の準備がやはり課題としてあがっています。スキー教室とか、各学校でやっているんですが、道具の調達がまず第1条件になります。それと、指導者。結構、スキー教室も指導者の確保が出来るのかという部分が、そのこのスキー場に行く要件にもなっています。やはり、課題である道具とか指導者の確保というのが、学校の授業として、結構、時数がないときにやるときに、そういったところが必要になってくるのかなというところで、その辺を実施するに当たって、十分、検討していただきたいと思います。
- 竹内委員：管理ですね。私、観光課の立場で、スキー場を管理していますが、今は個人の利用者の方とか、やってみたいが、だいたいの人が道具を持っていない。まあ、スキー教室だったらいいんですけど。一般の方がぱっと行って、やろうとしたとき、道具を持ってない。道具を持って利用する人が少ないから、貸すための道具を用意するのかなどうか。料金は雑入で受け入れる、条例では定めなくてやるというやり方。道具を貸さないと出来ないのではないか、これからのことを考えると。
- 委員長：道具の準備についてはどうですか。
- 事務局：道具の準備については、竹内委員がおっしゃるように、持っていない方、ふらりと来てやってみたいとか、体験してみたい方向けにも、準備が必要と考えています。ヘルメット、プロテクター、それから、スケートボードを用意する予定です。数も必要です。あと、ボルダリングについても、必要になるような滑り止めの粉といった消耗品。シューズ類を準備していきたいと考えております。それぞれ、レンタル料金については、規則で具体的に定めるということにしています。
- 委員長：レンタル料金を取られるということなんですか。それは保護者負担になるんですか。

- 事務局：申し訳ありませんが、学校主体ではなく、全般的にレンタル料金を設定するという事です。
- 竹内委員：スキー場は、学校のときも、レンタル料金を頂いております。
- 委員長：学校が利用する場合でも、レンタル料金が発生するんですか。
- 竹内委員：うちは、スキー場は、有料なんだと責められないようにしております。
- 事務局：他の施設との均衡というか、整合性を図らなければならないと思いますので、ここは、検討させていただきます。
- 委員長：いや、そこは、本当に、出来たから、来てくれというときに、学校が利用するときにレンタル料が発生することになると、もう、学校は行かない、協力しないということも考えられるかもしれませんね、木村課長。
- 木村委員：そうですね。だから、この施設では、採算性というのがあるのだろうし、一方、学校としては、やっぱり、無料で活動したいという思いがある。その辺は、難しいところですね。
- 副委員長：あと、この夏休み体験教室みたいところで、学校がする場合は特に。例えば、含んだ料金に保険のお金を上乗せするぐらいですので。まあ、ある程度、下げるか、検討が必要ではないですかね。最初はね。要するに、みんなが事業に対して、料金を取るのも難しい、下げるのも難しい。今後、検討した方がいいですね。
- 委員長：他に何かございますか。
- 小林委員：教室の指導者を確保すればいいと思うのですけれども。大会運営するとき、演技性のある競技かと思うのですけれども。この大会をした場合、審判の手配というのは、どうなっているんですか。1位、2位は、まあ、見た目で見分かると思うのですけれども。競技についての審判員の確保というか、どうなっているのか。
- 長谷川委員：日本選手権の規定と似た形になりますので、審判員を呼んで来ていただく形になります。
- 小林委員：なるほど。分かりました。
- 委員長：この先になるわけですからね。
- 長谷川委員：いや、審判員の育成も、この指導者の確保で考えていったらいいだろうなと考えておりますけどね。
- 事務局：今、長谷川委員がおっしゃったように、団体さんの方からは、同様に、この施設を活用して、審判員の育成というものも視野に入れて、都合もしていきたいと聞いております。実際、競技をやる人たちの普及もそうですし、審判員の育成というような部分についても、この施設が活用されるのかなと考えております。
- 委員長：学校教育の関係で、以前にもお話したかどうか記憶は定かではありませんが、胎内市にあるの少年自然の家が新しい施設になります。大規模になりますので、事業の中でスケートボードも位置付けてはどうか、少年自然の家の所長からも、胎内市の教育長からも、検討してみたらというアドバイスを頂いたこともあります。ただ、そうなると、施設は準備出来ているんです

けれども、その移動手段とか、確かに課題となりますので、検討していただきたいと考えています。入れることが出来るのか、そうすると、県の事業に位置付けていかないと駄目ですのでお願いします。それでは、進めさせていただきます。4ページ、5ページについて何かございませんか。

○竹内委員：大会、合宿の宿泊の施設として、瀬波温泉を想定した場合、単価から言えば、普通どこでもそうなんですけれども、お金のある人の単価じゃないかと。まあ、普通「合宿で10,000円出せ。」と言っても理解されるかと言っても理解されない。今、いろんな大会をやってみると、「まあ10,000円ぐらいで何とかなりませんね。」というのが瀬波温泉の実情です。ですので、やっぱり、誘致の時期には、うちも瀬波温泉も使ってほしい。あと時期としては、やっぱり閑散期を狙った誘致というのを心がけてもらえれば有難い。まあ、空いていれば安いですけども。その辺、十分、時期的なものは、配慮しなければならないですし、このスケートパークが屋根付きなので、天候に左右されないという安定感を最大限生かして、時期をうまくして活用していただく。あとは、旅館組合さんと連携を組むプランが出てますけれども、今、国も県もそうなんですけれども、単なる旅行商品のなかに体験を入れてください、と。実は、昨年も、体験付きの旅行パックを創設したら、1泊1人5,000円援助しますよというもの出す制度があって、うちも、その制度を使わせてもらいました。300件ぐらいで、2,000,000円ぐらい補助金が来て、旅館に入る。そういう制度が続けば、多分、よそに無い体験、観光地に無い体験の宿泊プランを創設出来る。国では、体験付きの宿泊プランへの助成というのが、去年辺りから目立ってきましたし、今年も募集している。来年度、どうなるか分からないけれど。国の流れを活用したほうがいいかな、というところがあります。

○委員長：良い意見ありがとうございます。また、情報提供をお願いします。他にいかがでしょうか。

○副委員長：スラッグラインですが、調べてきてないんで分からないですけども、4面取れるわけですか。床はどうなっているのでしょうか。

○事務局：今回、この施設で利用できるスラッグラインは、固定式ではなく、道具として持ち運びできるものを準備して利用してもらうことを想定しております。

○副委員長：飛ぶようなものもありますよね。

○事務局：支柱に結び付けて使うタイプもあります。そういった道具も市販されています。

○副委員長：そうですか。

○事務局：市販の物には、高さが40センチメートルとか、いくつか高さを選ぶことが出来ますので、レベルに応じて、楽しめるような道具を購入したいと思っております。転倒の恐れがあるので、床には、それに合わせたマットも併せて購入する予定です。

- 副委員長：常設ではなくて、移動式になるんですか。分かりました。どういう設備が分からなかったのでお聞きしました。
- 山田委員：ボルダリングというのが、どれぐらいまでいけるんですか。競技大会に耐えられる水準ですか。
- 事務局：高さは、3.8メートルくらいですので、上級者向けの競技大会には適応していないものです。競技大会ですとかなり高いものを利用して行われています。
- 委員長：先ほどの議題の中で、長谷川委員からも質問があったんですが、資料No.1の使用料の減免のところ、資料No.2の「高校、大学の部活練習、合宿の受け入れ」、これは、使用料の減免が認められるんですね。
- 事務局：全ての場合というよりは、教育委員会がお願いし、誘致してやるような場合とそれ以外の場合では考え方が異なってくると思います。
- 長谷川委員：合宿だったら、やっぱり教育活動の一環なんで、減免対象だと思いますが、部活の合宿であれば。
- 事務局：教育活動の捉え方、そこは、明確にする必要があるかと思います。学校名を使ったとしても、同好会的なものも、往々にして考えられます。こういったニュースポーツに関しては、そこまでも、教育活動かと言えるかと言うと、なかなか認められない部分も正直あります。学校サークル活動で、スケートボードのサークル活動はありますよね。体育連盟の所属であったり、そうではなかったり。学校自体が取り組んでいるものだったり、そうでなかったり、とあると思うのですけれども。やはり、区分されるものかなと思います。
- 委員長：例えば、専門的なものではなく、中学校、高等学校の部活動が、野球部なんでもいいんですけれども、体幹機能を鍛えるために活用させてほしいとか、部活の練習活動に貸してほしいと来たら、減免になるんですか。
- 事務局：教育活動の一環であれば、条例の規定どおり取り扱うことになります。
- 委員長：その部分、教育活動の一環というところも、よく、検討していかねばならないんですね。
- 副委員長：どちらにしても、精査して、教育委員会が判子を押すわけで、そのときに教育長が判子を押すわけですから。
- 委員長：ちょっと、今、部活動がいろいろ問題になっているので。分かりました。ほか4ページ、5ページに関してよろしいですか。
- 佐藤委員：具体的に来年の5月から、供用するわけですがけれども、さっき、小林委員から発言のあった「指導者の確保」が前提であるわけですね。5月1日の供用開始から「指導者の確保」がスタートする。この時点で指導者がいなければならぬわけだから、今の時点から、指導者の教育とか養成はしていかなければならないですね。5月1日からの始まりでは、指導者がいないわけですね。この辺は、どう考えているのですか。
- 事務局：市が直接、指導者の養成・確保をするわけではなく、この件については、連盟さんのご協力を頂いて、対応していかないといけないものと考えていま

す。

○佐藤委員：長谷川委員、いかがですか。

○長谷川委員：一応、レベルごとに指導者がいるんですけども、学生さんで、スケートボードを専門にやられている方が、胎内市にいらっしゃると思いますので、そういった方に指導者をお願いすることは可能です。もう少し、レベルが低ければ、それは、それで対応できることです。多分、ケースバイケースです。ただ、指導者を増やしていかなければならないのですが、滑り出しに指導者がいない形ではない。ある程度は可能かと思います。

○佐藤委員：個人でスケートパークに来た場合で、スケートボードを全然知らない人が個人、若しくは、2、3人で来た場合、指導というのは全然ないわけですよ。

○長谷川委員：ある意味、プールと似たように思っただけであればいいんですけども。通常、プールを利用するときに監視員がいて利用するような形かな、と。

○佐藤委員：指定管理の人たちがやることになるわけですよ。

○長谷川委員：教室は教室として、自主事業を開催することは出来ます。教室は、開催します。ただ、常に、教えてもらえることが出来るかと言いますと、必ずしも、そうではない。そういうことになります。

○佐藤委員：その責任は、指定管理者を受けた人たちにもあるわけですよ。

○長谷川委員：その責任というのは。

○副委員長：それは、関係ないからですからね。プールと一緒に考えれば。

○長谷川委員：はい、そうです。

○佐藤委員：監視はしないんだ。

○副委員長：全体的な監視というのは。

○長谷川委員：指導員は。

○副委員長：要は、危険行為があった場合は、止めたりするけど。まあ、プールの場合であれば、普通に泳いでいるぶんには、かまわない。

○佐藤委員：プールの自由時間。

○副委員長：自由時間。それは、スケートボードでも、プール一緒ですよ。

○長谷川委員：はい。

○委員長：ただ、スケートパークは特殊な施設なので、ある程度のレベルをもって人は使い方として、1回滑れば、次の人に譲るよ、とか、ルールが分かかって滑っているんですよ。

○長谷川委員：はい。もちろん、マナーももちろん。

○委員長：素人の方が来て、遊べるような感じは。

○長谷川委員：本当にプールと同じで、まるっきり泳げない人、水に入ったことがない人が、1人で、ぽっと来て、やれるかというやれない。最低限の指導は、します。当然、危険行為は、禁止しますけども、そこが、プールと似たような運営形態になる。

○副委員長：初心者がいきなり上級者コースをスキーで滑るのと一緒。

○長谷川委員：ええ。

- 副委員長：ちょっと難しいのかな。まあ、いきなり滑ってというのは。
- 長谷川委員：まあ、ある程度は、時間帯を見て、部活で練習する時間帯というのは、だいたい限られてくるので。その時間は、その時間と区切らないと。本当に激しい動きをされる方とよちよち歩きの方と一緒にには出来ないなというふうには思っています。ですから、ある程度時間帯で区切るとか、エリアで区切るとか、ということは必要だと思います。まさに、プールだとコースを分けて、初心者用と上級者用と分けるケースがあります。部活はこの2レーンで行う、というふうなやり方をすることがありますし、その辺は、どちらかと言うと、動き、用途向けによって、対応を考えようかなと思っています。
- 副委員長：スケートパークに監視員は、付くわけですよね。
- 長谷川委員：監視員は、必要です。
- 委員長：ただ、ふらっと来て、滑って怪我をした場合は自己責任になるわけですよね。
- 長谷川委員：はい。ただ、最低限度のマナーは教えますし、ある程度の保険には入りますけどね。
- 委員長：今の件で、ふらっと来た子が保険にも何も入ってないで、怪我をすれば、それは。
- 長谷川委員：施設内条件にもよりますし、他の体育施設と異なるわけではない。そういった最低限度の対応は、あるのかなと。ただ、そのときの状況にもよります。
- 委員長：はい。
- 佐藤委員：あと、宿泊施設の確保。さっき、竹内委員からも話があったとおり。この施設には、何も無いわけですから、対象とすれば、瀬波温泉ぐらいかなと思うのですが、温泉の方では、そんな対応、協力できる体制はもっているんですか。例えば、私、先週、胎内市の昔のパークホテルに、1泊で合宿したんですが、1泊2食付きで、3,000円台ですよ。大人が食べるくらいの御飯とおかずが出てくるんですよ。そのぐらいでないと、恐らく、1日ぐらいの話だったいいけど、1週間、10日間の話のスパンの長い話になると、1日10,000円だとか15,000円と言われたら、誰も来ないと思うんですけども。やっぱり、3,000円ぐらいでないと限界かなと。今からやっても間に合わないと思うんですけども。そういう施設を作るつもりはあるのかどうか。誘致ということを考えれば、そこまで考えいかないと。瀬波温泉の組合の人たちに、受け入れてもらうか、説得して、お前たちがこのぐらいのレベルでやってくれないか、ということがあるのか、どうなのか。ちょっとお聞きしたいと思います。
- 事務局：宿泊施設の建設については、今の段階でそういった計画はありませんが、よその地区、別のスポーツで、やはり、普及推進とか合宿の誘致活動をしている所のお話を聞きますと、選手のレベルによっては、ある程度設備の整った所、高価でもいいんで、そこに泊まりたいという選手層もあれば、

合宿で安価に宿泊したいといったところもあるようです。そういったバリエーションに富んだ方々を一箇所に集めるというのは、なかなか難しいと思います。値段的に、こういった施設が村上市内にありますという情報提供からまずしていくこともありますので。温泉をベースに考えながら、朝日みどりの里にあるような、少し複数で泊まれる施設を活用するとか、あるいは、駅前のビジネスホテルですとか、近隣の民宿ですとか、そういった情報発信からかなと、まず考えています。

○委員 長：よろしいでしょうか。

○事務局：温泉組合さんの方にも、具体的な話はまだしていませんが、一緒に出来ることということについては、お話しをさせていただいております。先ほど、竹内委員がおっしゃいましたけれども、これから、いろんな誘致であるとかそういう部分、具体的な話しをするに当たって、先ほど、時期を考えたほうがいいよ、といったお話もありましたように、色んな情報を収集しながら、出来るだけ、近隣の活性化に繋がっていければ、1番いいわけですので、そういう方向性で、事業の展開のほうも考えていきたいと考えます。

○委員 長：生涯学習課だけでは、ちょっと検討出来ませんので、全庁を挙げて、今後の検討事項としてまいります。よろしいですか。じゃあ、進ませてもらいます。6ページ、7ページでいかがでしょうか。

○副委員 長：長谷川委員にお願いなんですけれども。これから、ジュニア育成、発掘に関わってくるものなんですけれども。今、特化したスポーツで、学校とかこのスケートパークでやっていく。地域のものにしていくために、ぜひ、スポーツ少年団とか村上市体育協会も入って、もう少し、こう、緊密に輪が出来るような活動していただければ、ありがたいと思います。これは、お願いなんです。日本スケートボーディング連盟さんだけが先に立っているような感じですので、この地域全体でやっていこうという話にしたいんです。スポーツ少年団の奉仕活動もありますし、その辺を含めまして、他の者たちと一緒に活動をしていただくような準備をしていただければ。これはお願いであります。

○長谷川委員：分かりました。

○委員 長：本当にこの前も、私、言いましたけれども、色んな映像なんかを色んな場所で見られるようなPRの仕方を今年度のうちから何回かしていければいいかなと思っていますけれども。

○副委員 長：それについてのお知らせをぜひ。情報センターだと高校生とか若い人たちが来るので、ディスプレイである程度の時間帯で映像を流すとか。例えば、出来る場所です映像を早急に流す。情報センターで、連盟の映像を流すことに加えて、字幕を少し入れて、「平成〇〇年〇月開始（供用）予定）」などと入れて。お金をかけなくても、要は、施設が出来ることが分かればいいと思います。それが、人の目に当たる何箇所か、庁舎でもいいですし、出来るだけ、活用するようにしたほうがいいんじゃないですかね。

○事務局：今、情報センターですと、図書館が色んな事業をやっていますので、その

PRを繰り返し流したり、あるいは、議会のときには、議会の中継もしています。そこにも絡めながら、映像として流していきたいと思います。

○委員 長：早急に検討をしてください。あと、PRの事項については、よろしいですか。それでは進めさせていただきます。8ページ、9ページでございますか。

○副委員 長：長谷川委員にお願いしたいんですけど。指導者については、アメフトなどで、今、色んな問題がありますので、指導スキルだけでなく、それ以外の教育も必要かと思っています。人としての教育も含めて、この地域でも考えたいと思いますけれども。そのあたり、やっていただけますか。

○長谷川委員：まあ、指導者としての教育については分かりました。

○委員 長：ボルダリング、スラッグラインやトレーニング、ランニングの指導に関しても、監視というのは、どう考えているんですか。

○事務局：監視というのは、施設の監視でしょうか。

○委員 長：ボルダリング、スラッグラインについては、特に、指導等も含めてもありますけれども。

○事務局：例えば、ボルダリングを使用する場合に監視員が付くかということですか。

○委員 長：はい。逆に言えば、山北体育館では、どのようにしているとか。ただ、自由に、来たら、使わせているのか、常に、誰かが見ているのか。

○菅原委員：今年の4月から、リニューアルして供用開始しています。施設利用に関しては、一般的な利用の心得というか、そういうものを掲示しながら、初めての人には、紙を見せて説明しています。山北総合体育館では、施設の床には、マットを敷いております。そこに、職員が付いているわけにもいきませんので、監視カメラが2方向から付いております。ただ、ずっと、監視モニターを見ているわけにもいきませんが、そういうときには、監視カメラを注視しながら、いくら、マットがあるとは言いながらも、きちんと、「2人以上一緒に、登ってはいけません。」とか話しはしています。危ないときは随時指導するというようなことで対応しております。ただ、正直、利用者がかなり今のところいないということが正直なところでは、以上でございます。

○事務局：このスケートパーク施設については、ボルダリング、スラッグラインのスペースが事務室から、なかなか見えにくい場所だったりもしますし、アリーナ自体もかなり大きい、しかも、高低さがあるものですので、施設内で監視出来るようなカメラ、録画装置これらの導入について、どのぐらいの経費がかかるのか、調べています。費用的な部分も含めまして、設置を検討しているところです。当然、監視については、職員の巡視をベースにしながら、そこを賄えない部分ということで補完的な意味で機器の導入について検討しています。

○事務局：安全面の確保については、慎重に願います。よろしいでしょうか。では、最後のページのその他ということで、何か、漏れ落ちているところとか、こういう点から考えられるんじゃないかということ、取り組みについて、

何かご意見はございませんか。

- 副委員長：平面図にある広場は芝生ですよね。これは、どういう活用を予定しているわけですか。
- 事務局：実は、この広場については、芝生の広場ということで、県の補助金なんかもいただきながら整備しております。色んな形で、人が集って、何か出来るような場所として、活用していきたいという思惑はあります。
- 副委員長：多目的という形ですね。
- 事務局：一応、広場については、テニスコートでネットを張る支柱がありますよね、あのような物を埋め込んで、屋外でも長いスラッグラインが出来るようなものを考えております。それ以外にも、色々な使い方、例えば、小学校や保育園の方が遠足などで、そこでご飯を食べたりとか、というのも、可能かなと思います。
- 副委員長：大会のときにフリーマーケットとか、色んな活用が出来ますね。
- 事務局：そうですね。
- 委員長：また、有効活用について、検討してください。
- 長谷川委員：ネーミングライツというのは、何か考えられていますか。
- 事務局：ネーミングライツについては、公共施設における有料広告の一環でもありますし、この施設にだけに限らず、市の公共施設全体として考えていく部分でもありますので、方針など決めて、この施設についても検討していきたいと、現段階では考えております。
- 委員長：今後、検討させていただきます。それでは、【資料 No. 2】実施事業についての全体をとおして、言い足りなかったことなどございませんか。よろしいでしょうか。それでは、実施事業については、終わらせていただきます。④のスケートボード競技大会の視察について、先ほど、長谷川委員からもお話がありましたけれども、事務局、説明願います。
- 事務局：資料No.3 スケートボード競技大会の視察についての資料をご用意ください。冒頭、長谷川委員からお話しがありましたが、前回の委員会に置いて大会の視察についての意見がありましたので、県内で行われる大会を示させていただきました。7月15日に開催される大会については、時期が近すぎますので、準備等を含め視察は難しいと思っています。9月16日の大会が視察の候補として考えられるかと思っています。視察の実施については、少なくとも委員の方の半数以上の参加ということを実施条件として考えております。詳細については、後日、ご案内させていただきます。
- 委員長：視察について、皆さんで9月16日の大会でいかがかという話があったんですけども、都合がつけば、ご参加いただけるものではないでしょうか。
- 副委員長：7月15日は、行ける委員で都合がつけばということですね。私は、柔剣道の大会があつて、ちょっと。
- 委員長：ご案内させていただくということで、ご都合のほど、お願いいたします。はい、それでは、議事の方、全て終了いたしました。進行をお返しいたし

ます。

○事務 局：それでは、議事の3. その他でございますが、事務局では、特に用意がございませんので、委員の皆様から、何かございましたら、お聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○竹内 委員：よろしいでしょうか。駐車場ですが、夏の期間で、瀬波温泉海水場は、路上駐車で、警察から怒られている状況なんです。スケートパークの駐車場は、空いていますよね。スケートパークの駐車場に車を駐車してもいいものでしょうか。

○事務 局：駐車場の入口は、2箇所ございまして、セキュリティの関係で、閉じることが想定されます。海水浴場のお客さんになりますと、キャンプとか想定されて、24時間、止められる可能性もありますので、ちょっと、難しいと考えられます。

○竹内 委員：去年でしたか、どうぞ、利用してください、と。やっぱり、駄目ですか。ガラガラで駐車場が空いている状況で、路上駐車をされている、警察に注意されている状況なので。

○事務 局：現実、先ほどの平面図を見ていただくと、分かるんですけども、芝生広場がある、駐車場がある、何をするかというと、想定できると思うんですよ。その辺を考えると難しいのかなと。

○竹内 委員：非常にせつないです。日中は…。

○事務 局：日中というのは、可能。

○竹内 委員：日中出て行け、出て行くとはならないと思う。まあ、キャンプする人は、海に近いところに車を止めて、日帰りの客は路上駐車をし、警察が来たりして、周辺のスケートボードの駐車場はガラガラ。また、観光課が怒られるな。

○教育 長：今のところは、駄目ということなんですけど、また、出てきたら、言ってください。

○菅原 委員：あの、この委員会なんですけど、先ほど、6月議会で、関係する条例が制定された。この条例に少し、この委員会が絡むかなと、いった気持ちを持っていましたので、ほぼいいところ、全体的なものについては、荷が降りるかなと思っていました。この委員会の設置要綱を見ますと、専門委員会を置くことができる、とあるんですけど、例えば、指定管理が絡む話がかかり、突っ込んだ形になっていく、段々と。指定管理の3団体に入っていないところについては、まだ、意見を言っているものやら、悪いものやらと思うところもあります。そうであれば、専門委員会を置くことができる、ということであれば、この中の、一部の人について、専門委員会ということで、色々話しを進めていくということも一つかなと思ひまして。今回、第2回でして、第3回以降)、事務局の方での会議の予定と、今、私が申し上げたこと、その辺、どう、考えられるか、お聞きしたいと思います。

○教育 長：大事なことだと思いますので、見直しをお聞かせください。

○事務 局：指定管理についての候補者の具体的な細部の調整は、委員会と別なもの

考えています。このスケートパークの運営・管理について、専門部会を設けて、具体的なものを検討する事項があれば、菅原委員がおっしゃるように、別途検討する形も想定されるものと思っております。あと、今後の検討委員会については、今日、お示ししました、具体的検討内容を整理して、それを踏まえて、ご提案があった部分について、併せて、検討させていただきたいと思います。また、次回については、少し間が空くのですが、10月ぐらいの開催を想定しているところです。次回に向けて、今回頂いたご意見等を踏まえまして、具体的な動きが、少しずつ見えてきますので、その辺りをまた、10月の検討事項、その中でも、専門を要する事項については、明示していきたいと思っておりますので、現時点では、そのような考えです。

○事務局：よろしいでしょうか。ほか、ございませんでしょうか。

○佐藤委員：よろしいですか。再三、私が言っているのは、要は、団体、連盟が主催するような大きな大会については、市の人たちが付いてくれるから、心配はないと思うんですけども。普段のことを、私は、心配するんですよ。指定管理を受けた人たちの責任範囲というかね。ほったらかしでお前らやったんだから、3団体を指定したんだからと、知らないよ、では困るんですよ。その辺もスタートの時点で、きっちりしておかないと。だから、遅い、遅いと言うのは、そこ、なんですよ。もう、5月1日時点では、その辺のところを全部きっちりしておかないと。また、新しい職員さんたちが、総合型から派遣されるにしても、何も、分からないわけですよ。何が起こるかも、分からないです。ボルダリングで、いたずら半分に、3メートル、4メートル命綱を付けずに、落ちたら、だれが責任を取るんだ。ということになってしまうので、その辺なんですよ、心配なのは。普通の体育館と違って、相手が高い所から落ちる想定はないので、上から落ちるということは体育館ではないんです。学校の場合でも、昔、ロープを吊り下げている器具がありましたが、今はもう、ないんですよ。危険だと言われて、みんな撤去されたんですよ。ですから、ああいう高い所に、上に登れるかといって、登って、落ちたといったら、大変なことになるかと思うんですよ。そのための指導者が、どういう責任を取っていくのかを、もっと早めに決めておかないと。何をすべきなのか、話をつけないければならないものはないのか、常時、誰かが見張っていなければならないのか、そこまで、考えていかないと、事故が起こりますよ。

○事務局：施設管理の安全面については、我々もそうですけれども、十分承知しているところではあります。さらに、ご心配なさるような所がなかなか説明できない状況であって、大変申し訳ないんですけども、先ほど、お話ししましたとおり、指定管理の事業者さんとは、これから具体的なお話を詰めさせていただくこととなります。そのなかで、いろんな監視体制だとか、安全対策という部分の話し合いになります。それらの部分について、この委員会で、状況を説明する機会を取らせていただき、情報提供させていただきたいと思っております。

- 佐藤委員：指定管理を受ける人たちの負担にならないように、お願いしたいと思います。
- 事務局：他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、閉会の挨拶を副委員長からお願いします。
- 副委員長：第2回目ということで、第1回目より、貴重な意見が出されたと思います。その意見を十分生かしていただいて、本当に、5月から、良い施設になりますように、皆さん、ご協力を一つお願いします。本日、大変ご苦勞様でした。
- 事務局：以上を持ちまして、委員会の全日程を終了させていただきます。